

大阪府庁業務継続計画（BCP）について

対象受検機関：危機管理室防災企画課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 計画の意義 大阪府庁業務継続計画（BCP）（以下「BCP」という。）とは、大規模地震が発生した場合に、業務中断による府民サービスへの影響を防ぐため、非常時優先業務を事前に定め、限られた資源を効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るとともに、それに備えた事前対策について定める計画である。</p> <p>2 計画策定までの経過 <ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月、上町断層帯地震Aが発生した場合を想定して、「大阪府庁業務継続計画 地震災害編（第1版）」を策定。 平成26年3月、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震に関する被害想定がなされ、第1版補訂をとりまとめ。 平成27年2月、発生後72時間以降の対応も含めた抜本的な改訂版として現計画を策定。 </p> <p>3 計画の内容 (1) BCPでは、前提となる被害想定を踏まえ、非常時優先業務を選定した上で、職員確保・電力・庁舎・情報通信設備・執務環境・ロジスティックス（職員用の食料・飲料水・毛布等及びトイレ）に係る「業務継続のための業務資源・環境の確保」や「平常時からの対策」などを定めている。 (2) 業務資源のうちロジスティックスの確保については、次のとおりとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> 上町断層帯地震では2日目以降、南海トラフ巨大地震では数日間経過後全国から応援物資等が届き始めると想定。 平成25年度から5ヵ年計画で、全職員の2食分（食料・飲料水）の備蓄を実施中。 執務時間内の発災では、非常時優先業務や負傷者救出、避難者対応に従事する職員以外の職員で、食料・飲料水・毛布等を確保する。 執務時間外の発災時に参集する際には、職員自身で備蓄した食料・飲料水（目安：1～3日分）・毛布やアルミブランケット等を持参する。 水道施設が復旧するまでの間必要となる職員用トイレについて、携帯トイレを自宅に備蓄し、執務時間外発災で参集する際に持参することを呼びかける。 </p> <p>4 計画の見直し BCPの見直しについては、「各部局の対策実施状況や訓練結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を行う。」とするとともに、「大阪府地域防災計画等の本計画に関連する計画等の修正、機構改正等が行われた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行う。」としている。</p>	<p>現行のBCPでは、必要と想定される食料・飲料水・毛布等及びトイレについて、あらかじめ備蓄などにより確保しておく計画にはなっておらず、執務時間内の発災では、非常時優先業務などに従事する職員以外の職員で、食料などを確保することとされている。 また、執務時間外の発災においては、職員が自宅に備蓄しておいた食料などを、参集時に持参することとされている。</p> <p>しかし、執務時間内の発災においては、どのように食料などを調達・確保するのか、計画の中では具体的に記載されておらず、府民も食料などを求めている中で、その実効性が懸念される。</p> <p>執務時間外の発災においても、食料などの備蓄・持参することについて職員に十分な周知が行われ、それを認知されているとは言い難い状況である。 また、1～3日分程度の食料・飲料水・毛布等及び携帯トイレを、長距離にわたり徒歩等で持参する訓練は実施されておらず、その実効性が確認されていない。</p>	<p>大規模地震が発生した場合に、必要となるロジスティックスの確保については、大阪府として確実に確保できるよう準備をしておくべきである。 そのために必要な方策を検討し、BCPに反映されたい。</p>

<p>5 計画の周知 平成27年2月19日、「大阪府庁業務継続計画地震災害編及び大阪府災害等 応急対策実施要領の改訂について」にて、庁内各部局に通知。 また、「大阪府職員防災必携」で参集時の心得などを周知。</p>		
措置の内容		
<p>1. ロジスティックスの確保 ○大規模地震等の発災時に必要となるロジスティックスについては、国の支援計画や東日本大震災後の救援物資輸送の回復状況を踏まえ「南海トラフ巨大地震では、地震発生後、最低3日間は府内で対応する必要がある」とする「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」を平成27年12月に公表した。これを踏まえ、災害時の非常時優先業務実施のための職員用備蓄についても、これまでの発災後1日目に加え、2日目及び3日目に対応可能となるよう、平成28年度からの5か年計画で配備することとし、庁内各部局へ周知した。平成28年度は、配布計画に基づき本庁分を平成29年3月に配備した。</p> <p>○これらのロジスティックスの確保については、平成29年2月に改訂した「大阪府業務継続計画 地震災害編」（以下「府庁BCP」という。）に反映した。</p> <p>2. 職員への訓練と周知 ○食料等必要物資の持参については、平成28年1月22日に緊急防災推進員等を対象とした参集訓練において持参訓練を実施した。 ○府庁BCPの周知に関しては、今後とも各種訓練や研修や部局版BCPの見直し・改善に関する打合せ等、あらゆる機会を通じて職員の理解が進むよう取り組んでいく。</p> <p>3. その他 ○職員用備蓄を補完するため、職員自身で必要な物資を職場の机の引き出しやロッカー等に備える“サバイバル備蓄”（職場内での個人備蓄の取組）については、平成28年3月に各所属長あて依頼文書を発出するとともに、庁内ウェブページや平成29年2月に改訂した府庁BCPにも掲載し、周知を行っている。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月7日、事務局：平成27年6月23日から同年7月9日まで）